

加古川市建築審査会運営規程

加古川市建築審査会条例（昭和 60 年 12 月 26 日条例第 28 号）第 6 条の規定により、加古川市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、会長が定める事項は、次のとおりとする。

（会議の招集）

第 1 会長は、審査会を招集する場合は、会議の 5 日前までに会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（会議の非公開）

第 2 審査会の会議は、建築基準法第 94 条第 3 項の規定に基づく公開による口頭審査会を除き、非公開とする。

（議事録）

第 3 会長は、議事録を調製し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 審査会の開催日時及び場所
 - (2) 審査会に出席した者の氏名
 - (3) 議題及び議事の主旨
 - (4) 決議事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、会長が指名した 2 人の委員が署名するものとする。
- 3 議事録は、公開するものとする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。
- (1) 発言した者の氏名
 - (2) 発言した者の氏名が識別され得ると会長が認める事項
 - (3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

（その他）

第 4 この規程で定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 62 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 7 月 31 日から施行する。